

## 参 考

# 1 公共用水域の水質環境基準

# 水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)

昭和46年12月28日

環境庁告示第59号

改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・  
平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・  
平12環告22・平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・  
平24環告84・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126・  
平28環告37

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

## 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又はガ ラス電極を用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	規格21に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による 定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測ができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL/……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB酔管に移し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。  
 なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 基準値は年間平均値とする。					

(2) 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定める方 法	付表9に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数によ る定量法	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用  
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物 特B	生物A生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 基準値は年間平均値とする。					



2 海 域  
ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格17に定める 方法 (ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法は、 アルカリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法	付表14に掲げ る方法	
<p>備 考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数の70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の測定値 (mL)  (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)  f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び水産3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び水産3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる 方法	付表12に掲げる 方法	
備考					
基準値は年間平均値とする。					

## 2 測定方法及び数値取扱方法

表 2

## 測定方法及び数値取扱方法

項 目	測 定 方 法	数 値 取 扱 方 法				
		単 位	有効数字の		報 告 下限値	
			桁数	最小の位		
一 般 項 目	採取位置	コード表の採水部位コードにより表す	m	—	小数点以下1桁	—
	採取水深	公共用水域水質測定計画表に記載された水深を表す	m	—	—	—
	天候	コード表の天候コードにより表す	—	—	—	—
	流況	コード表の流況コードにより表す	—	—	—	—
	臭気	コード表の臭気コードにより表す	—	—	—	—
	試料水の色相	試料水を無色透明な容器に入れた場合の色を、コード表の色相コードにより表す	—	—	—	—
	気温	JIS K0102の7.1に定める方法	℃	—	小数点以下1桁	—
	水温	JIS K0102の7.2に定める方法	℃	—	—	—
	測定流量	水質調査方法(昭和46年9月30日付け環水管第30号)の4の(1)の(カ)に掲げる方法	m <sup>3</sup> /sec	—	小数点以下2桁	—
	透明度	海洋観測指針(日本気象協会)3.2に掲げる方法	m	—	小数点以下1桁	—
	干潮・満潮時刻	測定時刻前後の干潮・満潮時刻を潮位表(気象庁)により表す	—	—	—	—
	風向	コード表の風向コードにより表す	—	—	—	—
	水位	建設省河川砂防技術基準(案)調査編(日本河川協会)第2章に掲げる方法	m	—	小数点以下2桁	—
	透視度	JIS K0102の9に定める方法	cm	—	小数点以下1桁	—
	天然水の色相	水面を上方から見たときの色を、コード表の色相コードにより表す	—	—	—	—
生 活 環 境 項 目	pH	JIS K0102の12.1に定める方法(試料採取後直ちに測定)	—	—	小数点以下1桁	—
	DO	JIS K0102の32に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.5
	BOD	JIS K0102の21に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.5
	COD	JIS K0102の17に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.5
	SS	告示付表9に掲げる方法	mg/L	2桁	整数(1の位)	1
	大腸菌群数	告示別表2に掲げる方法	MPN/100mL	2桁	整数(1の位)	—
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	告示付表14に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.5
	全窒素	JIS K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	N-mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.05
全 磷	JIS K0102の46.3に定める方法	P-mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.003	
保 水 全 生 項 生 目 物	全亜鉛	JIS K0102の53に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001
	ノニルフェノール	告示付表11に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下5桁	0.00006
	LAS	告示付表12に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0006
健 康 項 目	カドミウム	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0003
	全シアン	JIS K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.1
	鉛	JIS K0102の54に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.005
	六価クロム	JIS K0102の65.2に定める方法(ただし65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする)	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.02
	砒素	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0005
	PCB	告示付表3に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.002
	四塩化炭素	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0004	

項 目	測 定 方 法	数 値 取 扱 方 法					
		単 位	有効数字の		報 告 下限値		
			桁数	最小の位			
健 康 項 目	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0006	
	トリクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
	テトラクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0002	
	チウラム	告示付表4に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0006	
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0003	
	チオベンカルブ	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.002	
	ベンゼン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
	セレン	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.002	
	硝酸性窒素	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法	N-mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.05	
	亜硝酸性窒素	JIS K0102の43.1に定める方法	N-mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の和	N-mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.055	
	ふっ素	JIS K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1C) (注(6)第3文を除く)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる)及び告示付表6に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.1	
	ほう素	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.02	
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.005	
	要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.006
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.004
1,2-ジクロロプロペン		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.006	
p-ジクロロベンゼン		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.03	
イソキサチオン		通知付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0008	
ダイアジノン		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0005	
フェニトロチオン		通知付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0003	
イソプロチオラン		通知付表1の第1又は第2)に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.004	
オキシシン銅		通知付表2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.004	
クロロタロニル		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.004	
プロピザミド		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0008	
E P N		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
ジクロロボス		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
フェノブカルブ		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.002	
イプロベンホス		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0008	
クロルニトロフェン		通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0001	
トルエン		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.06	
キシレン		JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル		通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.006	
ニッケル		JIS K0102の59.3に定める方法又は通知付表4又は付表5 に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001	
モリブデン	JIS K0102の68.2に定める方法又は通知付表4又は付表5 に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.007		

項 目		測 定 方 法	数 値 取 扱 方 法			
			単 位	有効数字の		報 告 下限値
				桁数	最小の位	
要 監 視 項 目	アンチモン	通知3付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0002
	塩化ビニルモノマー	通知3付表1に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0002
	エビクロロヒドリン	通知3付表2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下5桁	0.00004
	全マンガン	JIS K0102の56.2、56.3、56.4及び56.5に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする)	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.02
	ウラン	通知3付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0002
水 生 生 物 保 全 項 目	フェノール	通知2付表1に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.006
	ホルムアルデヒド	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.03
	4-tertブチルフェノール	通知4付表1に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下5桁	0.00003
	アニリン	通知4付表2に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.002
	2,4-ジクロロフェノール	通知4付表3に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下4桁	0.0003
特 殊 項 目	フェノール類	JIS K0102の28.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.01
	銅	JIS K0102の52に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.04
	亜鉛	JIS K0102の53に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.04
	溶解性鉄	JIS K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.1
	溶解性マンガン	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.1
	総クロム	JIS K0102の65.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.05
トリハロメタン生成能		トリハロメタン生成能の測定方法(平成7年6月21日付け環水管第163号)	mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.001
そ の 他 項 目	塩化物イオン	上水試験方法Ⅲ.2.3に定める方法	mg/L	3桁	整数(1の位)	2
	塩分	海洋観測指針(日本気象協会)5.3に掲げる方法	%	4桁	小数点以下2桁	2.00
	陰イオン界面活性剤(ABS等)	JIS K0102の30.1に定める方法	mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.05
	アンモニア性窒素	上水試験方法Ⅲ.2.8に定める方法	N-mg/L	2桁	小数点以下2桁	0.05
	リン酸態リン	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.10に掲げる方法	P-mg/L	2桁	小数点以下3桁	0.003
	クロロフィル-a	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.12に掲げる方法	μg/L	2桁	小数点以下2桁	0.01
	ケイ酸	湖沼環境調査指針(日本水質汚濁研究会)の9.5.13に掲げる方法	mg/L	2桁	小数点以下1桁	0.5
	大腸菌数	特定酵素基質寒天培地によるメンブランフィルター法	個/100mL	2桁	整数(1の位)	—
電気伝導率	JIS K0102の13に定める方法(試料採取後直ちに測定)	mS/m	—	整数(1の位)	—	

注) 表中の用語は次による

コード表：(別添)水質コード表

JIS：日本工業規格

告示：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)

通知：平成11年3月12日付け環水企第89号、環水管第69号、環水規第79号環境庁水質保全局企画課地下水・地盤環境室長通知

通知2：平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知

通知3：平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知

通知4：平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知

---

---

平成28年度 公共用水域の水質測定結果

編集 北海道環境生活部環境局環境政策課  
札幌市中央区北3条西6丁目  
電話(011)204-5193

発行 平成29年12月

---

---